



平成 22 年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

平成 23 年 3 月
社団法人 日本船舶品質管理協会

1. 事業目的

舶用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に隨時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに舶用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行ない、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行なう。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容（計画）

- イ 舶用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- ロ 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行なう他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- ハ 本会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 平成20年度事業として実施した「救命艇離脱フック機構の安全性向上に関する調査研究」の検討結果をもとに、救命艇の事故防止対策としての救命艇離脱フックの構造要件、評価試験方法の見直しに関し提案するために、平成22年10月及び平成23年3月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設計設備小委員会（DE54 及び DE55）及びそれに先立って開催された救命艇離脱装置に関する中間会合に有識者を派遣した。
- (2) 海洋汚染防止法及び関係規則等が改正されたことに伴う当該法令及び関連する規則・通達等の改正内容に関する通達等を印刷・製本し、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により東京都及び広島市において開催した。
 - ・開催場所及び日時
(東京会場) 東海大学校友会館

平成23年2月18日(金) 13時30分～16時00分
(広島会場) ホテルグランヴィア広島

平成23年2月23日(水) 13時30分～16時00分

・議題

1. 船橋航海当直警報装置の義務付け等について
講師：国土交通省海事局安全基準課 担当官
2. IMSBC コードの取り入れについて
講師：国土交通省海事局検査測度課 担当官

3. 2 事業の成果

国際海事機関（IMO）等への情報提供に関しては、平成22年10月及び平成23年3月にロンドンにおいて開催されたIMOの第54回船舶設計設備小委員会(DE54)、第55回船舶設計設備小委員会(DE55)及びそれぞれに先立って開催された救命艇離脱装置に関する中間会合に有識者を派遣して、救命艇の事故防止対策、イマーション・スーツ、救命胴衣等に関する審議等においてわが国からの提案について説明を行った他、海外の関係者との情報交換を行った。

SOLAS条約、MARPOL条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMOの各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。中でも平成22年7月1日に施行された海洋汚染防止法等の改正については別途資料を印刷製本し、関係会員に送付した。また、船用品の型式承認試験基準の改正等、特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。

法令改正説明会を東京都及び広島市で開催した。各会場とも当初の予定数を大幅に超える多数の海事関係者からの参加申し込みがあり、参加をご遠慮いただかなければならぬ状況にまでなった。会場は満席となり、予備のイス席を設けてまで対応した結果、説明会は盛況裏に終了した。

(参加者数：東京会場 165名、広島会場 147名)



(東京会場)



(広島会場)